

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	職業能力開発促進法施行規則
根拠条項	第42条
許認可等の種類	職業訓練指導員免許証の再交付
法令の定め	・職業能力開発促進法施行規則 第42条
審査基準	再交付を受けようとする者から職業訓練指導員免許証再交付申請書（規則様式第10号）の提出があったときは、次の点を審査する。 ・申請の理由が妥当であるか。 ① 免許証を損傷したことによる場合は、免許証が添えられているか。 ② 氏名を変更したことによる場合は、免許証及び氏名を変更したことを証する書類が添えられているか。 ・記載内容が適正であるか。 ・所定の手数料が納付されているか。
標準処理期間	総期間 10日（注：休日は含まない。） 経由機関 日・月（ ） 協議機関 日・月（ ） 処分機関 日・月（ ）
処分担当課	各（総合）振興局産業振興部商工労働観光課（電話番号： ）
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	（公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html ）